

No.	時期	意見・質問	回答（当日口頭で説明できなかった部分も含む）
1	R6.6月 計画推進	医ケアのショートステイ先がないことが課題。 市から働きかけてほしい。	医ケア児については、医療型短期入所の開設について新潟県に要望済みです。医ケア者については、月岡倶楽部に働きかけます。また、状況に応じて基準該当短期入所に働きかけます。
2	R7.2月 計画推進	重層のケースの洗い出し方はどのようにするのか。コーディネーターを設置するだけではダメだと思う。	画一的な線引きは難しいため、状況に応じて判断します。
3	R7.8月 計画推進	計画よりも委託が大変。シャドウワークも多い。委託の整理も必要では。	委託の整理について、委託事業所及び市の情報共有の場（2か月に1回）で整理していきます。
4	R7.8月 計画推進	重度・医ケアの選択肢が少ない。いつまでも現状を続けられない。施設が足りないのは、職員が不足しているからではないか。	人材不足はそれらの課題の要因の一つと捉え、看護職員の確保の検討をしています。
5	R7.8月 計画推進	強度行動障がいの研修について、職員が研修を受けただけでなく、利用者の親への支援はしないのか。	障がい福祉サービスの提供内容には、本人の支援に加え、保護者への助言や相談対応も含まれています。

地域自立支援協議会（各部会）での委員意見・質問に対する事務局回答

No.	時期	意見・質問	回答（当日口頭で説明できなかった部分も含む）
1	R6. 6月 権利擁護	令和4年度に差別案件を聞き取っているが、それをより掘り下げなくてはいけないのに、どこで議論するのか。	当事者との意見交換会（年2回）を定期的に行い、状況を把握しながら解決方法を探っていきます。
2	R6. 6月 権利擁護	まちなかで障がい者を見かけない。外に出られないようになっていないか。どうやらともに暮らすまちになるのか。	ツナガルフォーラムや周知啓発を通じて、ともまち条例の理念の浸透を図っていきます。あわせて、障がい者サポート交付金やタクシー券の交付等を通じて社会参加の促進を図ります。
3	R6. 6月 権利擁護	ともまち条例を推進するにはどうしたらいいのか。市としてはどこに働きかければいいのか。	ともまち条例の所管課は福祉課ですが、具体的な取組においては各課との役割分担が必要です。福祉課においては、地域自立支援協議会を通じて要望を集約し、継続的に各課へ要望してまいります。
4	R6. 12月 権利擁護	障がい支援係においては、何を課題と考え、どのように進めようと考えているのか、教えられたい。	現在、障がい者差別事案が発生した際の対応は事後対応が中心となっており、差別を未然に防ぐ事前対応が難しいことが課題であると認識しています。そのため、障がいのある人とない人の相互理解を促進する取組を進め、差別の未然防止につなげていきたいと考えています。
5	R7. 8月 権利擁護	要望に何の意味があったのか。 ワーキングを何回行うのか。	要望先の時々の事情に左右されるため、要望は継続的に行う必要があると考えています。 ワーキングは年2回行う予定です。
6	R7. 8月 権利擁護	直接当事者の声を聞いて苦労がよく分かった。市民向けにその苦労を共有し、理解してもらうことが大事ではないのか。	市民への周知啓発の際には、なるべく当事者の視点を入れることに努めます。

地域自立支援協議会（各部会）での委員意見・質問に対する事務局回答

7	R7. 8月 権利擁護	ツナガルフォーラムについて、佐藤ひらりさんのこれまでの経験談を話してもらい、三条市にはこうなって欲しい、と話をしてもらうことがいいのではないかと。	佐藤ひらりさんと相談し、了承を得られれば実施します。 →ツナガルフォーラム（12月開催）において、コンサートのMC中に、佐藤ひらりさん（視覚障がい）や大前光市さん（肢体不自由）の経験談を話していただきました。
8	R7. 8月 権利擁護	フォーラムはこのままの形（メインゲストを固定すること）でともまち条例の趣旨に沿うのか。広く市民を巻き込んで進めるとよい。	フォーラムは、障がいのあるインフルエンサーをメインゲストに迎えることで、感動の提供にとどまらず、障がいに対する偏見の払拭および相互理解の促進を目的としています。メインゲストは三条市栄誉市民であることから、その活動を継続的に応援していく観点においても、令和8年度以降において変更する予定はありません。 また、障がいのある人となない人によるステージパフォーマンスをメインコンテンツとし、多様なコラボレーションを実現することで、交流機会の創出を図ります。これらの取り組みは、条例の趣旨にも合致するものと考えています。 さらに、1回の開催で約350人の新規来場者が見込まれており、継続的な開催を通じて、市民へのさらなる浸透を図ってまいります。
9	R7. 8月 権利擁護	地域には依然として偏見がある。障がい者の困りごとと地域の困りごとを共有できるとよいのでは。	ワーキングの開催（メンバーの追加）にて共有します。また、個別対応も可能です。

地域自立支援協議会（各部会）での委員意見・質問に対する事務局回答

No.	時期	意見・質問	回答（当日口頭で説明できなかった部分も含む）
1	R7. 3月 就労支援	工賃アップの目的は何か。収入目的と居場所目的など、利用者のニーズに合わせたB型を目指していくことが必要だと考える。	就労継続支援サービスは訓練の場であり、工賃アップはやりがいを含めた収入の確保を目的としています。 居場所づくりが目的の場合、地域活動支援センター等を利用していただくことになります。
2	R7. 8月 就労支援	就労選択支援サービスを実施するためのアイデア持ち寄るような機会をセッティングしたらどうか。	市の主催で、関係機関の情報共有や意見交換の場を設けます。